

## 活動指針 伴侶動物・家庭動物

対象は家庭で飼育されるすべての動物を含みます。犬・猫に限りません。

伴侶動物・家庭動物の保護活動への助成について、主な活動指針と選考のポイントを以下に記載しております。確認の上ご応募いただきますようお願いいたします。

### 選考のポイント

- 活動目的が明確であり、財団の主旨と合致しているかどうか
- 活動計画が明確であり、実現可能かどうか
- 地域の自治体や保健所・センター等の行政機関との連携・協力ができているかどうか
- 収支状況を示す書類がきちんと提出されているかどうか
- 活動実績として、保護・譲渡数が明記されているかどうか

#### 1. シェルターについて

シェルターを所有する場合、施設内の衛生環境や設備、動物の健康状態を重視いたします。シェルターの状況に不安がある場合、課題をお持ちの場合は専門家の派遣及びアドバイスをいたしますので、お気軽にご相談ください。その上で、シェルターの状況を改善するための費用には積極的にご支援したいと考えています。

#### 2. 保護・譲渡の促進について

飼い主のいない動物を保護される場合、できるだけ新しい飼い主への譲渡を促進して頂きたいと考えています。保護した後、譲渡されずに一生をシェルターや狭いケージの中で過ごすことには基本的に賛成していません。例えば、人間に慣れていないケース、又は病気や高齢の動物については譲渡が難しいことは理解していますが、できる限りの努力をして頂きたいと考えています。当財団としては、新しい飼い主を見つける活動への支援を積極的に行いたいと考えています。譲渡に課題をお持ちの場合は、他団体の優良事例の共有や、専門家へお繋ぎすることも可能ですので、お気軽にご相談ください。

#### 3. 猫の TNR 活動について

猫の TNR 活動を主体とする場合、TNR を行う目的と計画を明記してください。年間 TNR 頭数が多いことを評価するものではありません。また、TNR 対象となる野良猫が多い地域では現実的ではあませんが、将来的には譲渡へつなげていくことが望ましいと考えています。